

『ブラックリスト』

ブラックリストという言葉が聞かれたことがあるかと思います。このブラックリストというのは、一般に金融機関や信用情報機関などが保有している支払いの延滞情報のリストのことです。これに名前が載せられると、それ以降、銀行、サラ金等の金融機関からの借入や、信販会社等とのクレジット契約をすることが困難になります。

私達がクレジット契約をすると、その契約書により、私達の情報が提携している信用情報機関等に登録されます。この信用情報機関としては、全国銀行個人情報センター（銀行等）、株CIC（信販会社等）、全国信用情報センター連合会（消費者金融業者等）株CCB（信販、銀行、小売業カード等）等があります。この信用情報機関には、氏名、住所、生年月日、電話番号等の情報、借入内容、返済状況に関する情報、破産宣告、取引停止処分の情報などが登録されます。これらの情報が登録されている期間は、事故発生日から5年間です。従って破産等を受けても、5年を経過すればこの登録が抹消されることとなります。

クレジットの申込みをしたところ、ブラックリストに載っているということで申込みを拒否されることがあります。心当たりがある場合もあれば、それのない場合もあります。このような場合ブラックリストの内容を確認する必要があります。その場合は、その会社のブラックリストか信用情報機関のブラックリストかをまず確認した上で、該当する方に延滞、事故の情報についての開示請求をすることができます。そしてその開示請求により、誤って支払い延滞の事故情報が記載されていたことが判明した場合には、その会社や信用情報機関に対して、その情報の訂正や削除の申し出をすることができます。その場合、会社、信用情報機関は、それを迅速に調査し、情報が誤っていれば速やかにこれを訂正、削除しなければなりません。クレジット会社等は正確な情報を信用情報機関に提携する義務を負っており、これに違反すれば損害賠償責任を負うことになるのです。

また、クレジットで商品を買ったが、その商品が届かなかったり、著しい欠陥があるため、支払いを止めたいが、その場合ブラックリストに載せられないようにするにはどうしたらよいのでしょうか。その場合、支払いを中止する正当な理由が必要ですが、その理由のある場合、クレジット会社及び信用情報機関に対し、内容証明郵便で、支払いを停止すること、その理由及び支払い延滞情報をブラックリストに登録しない旨の申し入れをする方法があります。